

- 保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、次の特約が適用されます。
- 次の特約は、平成25年10月1日以降保険始期の契約に適用されます。

証券番号

人格権侵害補償特約

（精神保健福祉士特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）ならびに精神保健福祉士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第3条（保険金を支払わない場合）の②の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において特別約款第2条（業務の範囲）に規定する業務を遂行することに伴い、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体^きの拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉^き毀損、秘密漏えいまたはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）（②を除きます。）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

第3条（支払保険金）

当社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害につき、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①から④までについて支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（2）の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1名につき100万円、1事故および保険期間中につき500万円を限度とします。

保険金の額	=	普通保険約款第3条 （1）の①から④ま での合算額	-	免責金額 （1,000円）
-------	---	---------------------------------	---	------------------

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

管理財物補償特約

（精神保健福祉士特別約款用）

第1条（管理財物補償）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定は、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、精神保健福祉士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（業務の範囲）に規定する業務の遂行のために一時的に使用または管理する財物（以下「管理財物」といいます。）の損壊に関しては適用しません。

第2条（支払保険金）

当社が、管理財物の損壊に起因する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1事故および保険期間中につき50万円を限度とします。ただし、管理財物が現金または小切手である場合は、1事故および保険期間中につき10万円を限度とします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。